

掛川市物価高騰対策

輸送事業維持確保支援金のご案内

掛川市内のタクシー事業者・運転代行業者・貨物運送事業者対象

対象事業者

タクシー事業者※1・運転代行業者※2・貨物自動車運送事業者※3

※1 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者

※2 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営む者

※3 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を営む者（霊きゅう限定、二輪を除く）

申請要件

以下のすべてを満たしていること

- 申請日において対象事業を営み、今後も事業を継続する意思があること
- 掛川市内に営業所を有すること
- 市税の滞納がないこと
- 掛川市暴力団排除条例に規定する暴力団等及び暴力団と密接な関係を有するものでないこと

対象車両

令和4年11月1日時点で以下のすべてを満たす車両

- 掛川市内の営業所に配置されていること
- 一般乗用旅客運送事業、自動車運転代行業または貨物自動車運送事業の用に供するもの
- 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が掛川市内であるもの

支援金額

タクシー事業者・運転代行業者・貨物運送事業者が所有する対象車両1台あたりの支援金額

タクシー
20,000円

随伴用自動車
20,000円

貨物用自動車
(軽自動車を除く)
30,000円

貨物用自動車
(軽自動車※二輪を除く)
5,000円

請求書提出期限

令和5年2月28日（火）

申請に必要な書類

【タクシー事業者・貨物自動車運送事業者】

- 掛川市物価高騰対策輸送事業維持確保支援金 交付申請書（様式第1号）
- 交付対象車両一覧（様式第2号）
- 交付対象車両全ての車検証の写し
- 振込先口座が確認できる通帳の写し
- 令和4年11月1日時点で有効なタクシーまたは貨物自動車の任意保険の保険証券の写し

【自動車運転代行事業者】

- 掛川市物価高騰対策輸送事業維持確保支援金 交付申請書（様式第1号）
- 交付対象車両一覧（様式第2号）
- 交付対象車両全ての車検証の写し
- 振込先口座が確認できる通帳の写し
- 公安委員会からの運転代行業の認定書の写し
- 令和4年11月1日時点で有効な随伴用自動車の任意保険の保険証券の写し
- 令和4年11月1日時点で有効な代行運転自動車の損害賠償措置を証明する書類の写し

支援金交付までの流れ

支援金申請

- 申請に必要な書類を、申請先へ郵送または持参にて提出してください。

受理 審査
決定通知

- 市で提出された書類の内容を審査し、「支援金交付決定通知」または「支援金不交付決定通知書」を申請者に送付します。

請求書提出

- 「支援金交付決定通知」を受領した申請者は、令和5年2月28日までに請求書を申請先へ郵送または持参にて提出してください。（2月28日必着）

支援金交付

- 市で請求書の内容を確認し、請求書の記載口座に請求書提出から2～3週間後に振り込みます。

申請・問い合わせ先

〒436-8650

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 都市建設部 都市政策課 交通政策係

TEL 0537-21-1151